

教職員の児童生徒への性暴力発生時の対応フロー（教職員用）

【基本的な心構え】

教職員は、児童生徒の安全を守る義務を負っておりその義務を果たす場面であることを認識し、次の事項に注意する必要がある。

- (1) 児童生徒の安全確保を最優先し、関係職員（加害者とその疑いのある者）との接触を遮断すること。
- (2) 児童生徒の人権を尊重し、また安全を最優先して対応すること。
- (3) 迅速かつ慎重に対応すること。
- (4) 先入観を持たないこと。（そんなことをする先生ではない、児童生徒が嘘をついているのでは・・・）
- (5) 同性であっても性暴力となることを認識しておくこと。
- (6) 本人からの聴き取りは必要最低限にとどめること。

- 児童生徒・保護者からの相談
- 教職員からの報告
- 相談機関等第三者からの通報
- ※「疑いが生じた」時点でも対応を要する



性暴力発生

「誰に、何をされた」を簡潔に聴き取る

初期対応

スクールスキューへ報告
245-5930

管理職へ報告

児童生徒の安全確保
関係職員を分離

校長→教育委員会への報告 **必須**

①原則として管理職が行うこと。

②被害の訴えを受けたときに先ず教育委員会に報告すること。「疑いが生じた」時点でも児童生徒の安全を守る義務を果たすため、躊躇することなく迅速に報告すること。

千葉県 教育委員会 教育職員課 245-5930

報告・通報・相談 告発義務（刑事訴訟法239条2項）

これ以降、教育委員会が主導する。
学校は教育委員会と連携をとりながら対応にあたる。

児童相談所

警察

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

児童生徒の性暴力被害と対応について

性暴力は怪我等の他の暴力に比べて外見では気づきにくく、羞恥心などから被害者自身が訴えにくいものです。特に、被害者が児童生徒の場合は、身近な大人でさえ気づくことができず、被害が深刻化、長期化することがあります。

誰にも言うなと言われたので話してはいけません。

自分が悪かった。逃げればよかった。

お母さんが心配するかな。

恥ずかしいことをされたことを話したら家族に怒られる。どうしよう。

事件後、考えられるストレス反応：共通して示す症状や行動

- 児童生徒のサインを見逃さないようにしてください。
- ・被害を打ち明けられない場合でも、日常生活の変化としてSOSのサインを発していることがあります。大人が児童生徒に感じる違和感、「何かがおかしい」という直感はそのサインをキャッチした表れである場合があります。また、児童生徒は躊躇しつつ、大人の反応を試しながら、何気なく性暴力をほのめかす発言をすることがあります。
- ・事件を経験した後、現れる反応の多くは一時的なもので、表面的には落ち着いたように見えますが、性被害によるダメージは、直後だけでなく成長しても影響が深刻な場合があります。

【身体面】 頭痛、腹痛、不眠、過食、食欲不振、夜尿・頻尿

【行動面】 異性への過度な興味や接近、異性への過度の恐怖、落ち着かなくなる、不登校、集中できない、興奮しやすい、自傷行為

【感情面】 不安、恐怖、怒り、罪悪感、自責感、イライラ、フラッシュバック

児童生徒から性暴力被害を打ち明けられた時

OK

○「いつ」「どこで」「どのように」等という詳細を聴取しすぎない。

「何があったの?」「誰にされたの?」簡潔に聞く

○「いつ」「どこで」「どのように」について子どもが自発的に語る場合に止める必要はない。

○聴取者は、校長及びスクールレスキューへの報告後、「聴取日時」「場所」「聴取対象者」「聴取した内容(できる限り逐語で)」記録を作成する。

NG

- ・「時間がたてば大丈夫」など安易な発言をする。
- ・「誰にも言わないから」「親には言わないから」という約束をしてしまう。
- ・次のような言葉を使う。
「傷はないね」「このくらいで済んでよかったね」
「なんでついていったの」「そんなこと忘れなさい」
「あなたが何かしたんじゃない?」「そんなこと信じられない」「その話、他の人に言ってはだめ」

学校の役割：被害を受けた児童生徒・他の児童生徒・保護者への支援

- 児童生徒の安全確保を最優先する。
- 学校は、被害児童生徒、被害児童生徒の保護者および他の児童生徒、他の児童生徒の保護者の支援を行う。